農福連携等推進ビジョン (案)

令和元年6月4日 農福連携等推進会議

目 次

I 農福連携等の推進に向けて	2
Ⅱ 農福連携を推進するための3つのアクション	
1 認知度の向上(課題「知られていない」)	
(1)農福連携のメリットの発信	5
(2) 戦略的プロモーションの展開	5
2 取組の促進(課題「踏み出しにくい」)	
(1)農福連携に取り組む機会の拡大	6
(2) ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築	6
(3) 障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成	··· 7
(4) 農福連携に取り組む経営の発展	7
3 取組の輪の拡大(課題「広がっていかない」)	
(1) 国民的運動を展開するための基盤の形成	8
(2) 関係団体等での横展開等の推進	8
m 「典」「気」は後のよぶり、の見即	
Ⅲ 「農」「福」連携の広がりへの展開	
1 「農」の広がりへの支援	10
2 「福」の広がりへの支援	
(1) 働きづらさや生きづらさを感じている者に対する取組	11
(2) 犯罪や非行をした者の立ち直り支援に向けた取組	11

I 農福連携等の推進に向けて

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組であり、近年、農業経営体による障害者の雇用、障害者就労施設等*1による農業参入や作業受託等、様々な形で動きが見られるようになってきている。

我が国の農業を支える基幹的農業従事者*2は、年々高齢化が進行しており、その平均年齢は67歳で、年齢構成を見ると70歳以上の層がピークとなっている。平成17年に13万人だった常雇い者数*3は平成27年には22万人まで増加し、農業分野の有効求人倍率も全産業平均に比較して高い状況にある。農業分野で労働力の確保は喫緊の課題となっており、農福連携を通じて障害者の農業への参画が促進されれば、現場における貴重な働き手となることが期待される。

また、障害者自身の働く意欲の高まり等を背景に、障害者の福祉から一般就労への移行者数*4は、平成20年度3,000人から平成29年度約1.5万人と10年間で約5倍となるなど進展している。障害者の活躍の場が社会全体に広がる中、農福連携は、農業を通じた障害者の働く場の確保やそこで働く障害者の賃金・工賃の向上に加え、体力や社会性の向上、地域との交流の促進等、障害者の生活の質の向上が期待される重要な取組である。

平成30年度の調査*5によれば、農福連携に取り組む農業経営体の約8割が「受け入れた障害者が貴重な人材となった」、「5年前と比較して年間売上が増加した」、約6割が「労働力確保で営業等の時間が増加した」と回答している。

また、農福連携に取り組む障害者就労施設の約8割が「利用者に体力がついて長い時間働けるようになった」、約7割が「過去5年間の賃金・工賃が増加した」、約6割が

^{*1} 障害者総合支援法(平成17年法律第123号)に基づく就労継続支援等を行う就労系障害福祉サービス事業所のほか、 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第44条に基づき厚生労働大臣の認定を受けた株式会社 (特例子会社)や特別支援学校等を含む

^{*2} 自営農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事(農業)」である者

^{*3} 主として農業経営のために雇った人で、雇用契約に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人のこと(住み込み及び通勤の双方を含み、主に農業以外の仕事のために雇った人は含まれない)

^{*4} 就労移行支援事業等の就労系障害福祉サービスを利用した後、民間企業等に就職した者の数(社会福祉施設等調査(厚生労働省))

^{*5} 一般社団法人日本基金「農福連携の効果と課題に関する調査結果」

「利用者の表情が明るくなった」と回答しており、農福連携に実際に取り組んだ多くの 人が、よい影響があったことを実感していることが分かる。

このように、農福連携は、地域において農業と福祉の双方が「Win・Win」の関係を構築する取組であり、これを全国的に広く展開し、各地域において農福連携が当たり前のものとして定着するようにしていくことが重要である。

農業現場では、様々な種類の作物が生産され、それぞれ多岐にわたる作業(加工等を含む。)が必要となる。障害者が取り組みやすいよう工夫することで、働き手としての可能性は大きく広がる。生産工程や作業体系等の見直しを行い、生産の拡大等農業経営の発展につながっている事例も見られる。

例えば、障害者が働きやすい職場環境を整備する観点から、一連の作業工程を細分化してそれぞれの作業を標準化する、誰もが作業を担えるような器具を開発する、作業指示が伝わりやすいように明確化する等の工夫を行い、生産工程の効率化を図りながら生産拡大することにより、障害者の雇用数に比例し、農業生産による売上げを6倍に増やした事例もある。

農福連携は、様々な目的の下で取組が展開されており、これらが多様な効果を発揮していくことが求められるが、農福連携が持続的に実施され地域に定着していくためには、 農福連携に取り組んで農業(6次産業化等を含む。)を行う経営が経済活動として発展 していくことが重要となる。それにより、個々の取組が地域の農業、さらには日本の農業・国土を支える力となっていくものと期待される。

今後、障害者が農業分野で活躍する場を創出し、農福連携の裾野を広げていくに当たっては、現場等において、

- ①「知られていない」(農福連携という取組自体がよく知られていない、そのメリットが多くの関係者に十分浸透していない等)
- ②「踏み出しにくい」(どうやって始めてよいか分からない、農業と福祉の双方ともに お互いのことをよく知らない、農福連携を通じた農業経営の発展や人材育成等に手間 と費用がかかるのではないか等)
- ③「広がっていかない」(経済界、消費者等も巻き込んだ社会全体への広がりが見えにくい等)

といった課題に対し、きめ細やかに対応し、官民挙げて取組を推進していくことが必要 である。

また、人びとの暮らしや地域の在り方が多様化している中においては、障害者を含む 地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な形での社会参画を図り、その生きる力や可 能性を最大限に発揮できる社会の実現を図っていかなければならない。

このような観点から、農福連携を、農業分野における障害者の活躍促進の取組にとどまらず、ユニバーサルな取組として、農業だけでなく様々な産業に分野を広げるとともに、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の就労・社会参画支援、犯罪・非行をした者の立ち直り支援等にも対象を広げ、捉え直すことも重要である。

こうした農福連携等(農福連携を広く捉えた取組)は、平成27年に国連が定めたSDGs(持続可能な開発目標)の「すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長及び働きがいのある人間らしい仕事の推進」にも通じる取組でもあり、障害者、高齢者等のすべての人々が地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に資する取組の一つでもある。

今般、農福連携等の一層の推進を図るため、「農福連携等推進会議」を設置し、その会議の結果を踏まえ、本ビジョンを取りまとめたところである。本ビジョンに掲げられた取組を官民挙げて実践することで、日本の食や地域を支える農業の発展や障害者等の一層の社会参画等が促進されるとともに、様々な分野に取組のウイングが広がり、地域共生社会の実現につながっていくことを大いに期待するものである。

なお、農福連携等の推進については、今後新たに明らかになる課題等にも適切に対処 するよう、引き続き、関係省庁等による連携強化等を図っていくものとする。

Ⅱ 農福連携を推進するための3つのアクション

今後、農福連携を強力に推進していくには、Iで整理した課題にきめ細やかに対応し、 農業経営の発展と障害者がやりがいと生きがいをもって農業分野で活躍する場の創出によ り、農福連携の裾野を広げていく必要がある。

このため、農福連携に取り組む主体を今後5年で新たに3,000創出するとの目標*6の下、 後述のⅢとともに次の3つのアクションに取り組んでいく。

1 認知度の向上(課題「知られていない」)

(1)農福連携のメリットの発信

○ 農福連携に取り組んで農業経営を発展させてきた事例が見られるが、これまで農福連携が経営に及ぼす効果の定量的な把握はほとんど行われてこなかった。

このため、農業経営のどの部分でどれくらいの利益率アップを実現しているか、 どのように作業を切り出し、付加価値を創造する工夫を行っているかなど、雇用管理 面を含め、地方公共団体において把握している情報も参考にしつつ、定量的なデー タを収集・解析し、農福連携のメリットを客観的に提示していく。これにより、農福 連携が付加価値を生み出すことを定量的に明らかにしていく。

○ 農福連携には、農作業が障害者の身体面や精神面に与える好影響、農作業を取り 入れた障害者就労施設における賃金・工賃の向上等、プラスの影響を期待できるが、 これまで、これらの情報は十分に情報発信されてこなかった。

このため、障害者が働きやすい環境整備を実現するなど農福連携に積極的に取り組む経営体の優良事例を取りまとめ、全国各地の様々な取組内容をより分かりやすく情報発信することで、農福連携の浸透を図っていく。

(2) 戦略的プロモーションの展開

これまで、農福連携のPRは、関心のある福祉関係者等を主なターゲットとしたセミナーやシンポジウム等の開催を中心に行われ、農福連携そのものに知識や関心のない農業者等への働きかけや国民全体への理解促進に向けた取組が必ずしも十分行われてこなかったことから、次の取組を推進する。

○ これまで農福連携に取り組んでいない農業経営体、JA、障害者就労施設等に対し、国・地方公共団体、農業団体等から、(1)で示したメリット等を示しつつ、 農福連携への参画に向けた働きかけを戦略的に行っていく。

^{*6} 令和6 (2024) 年度までの目標

○ 関係省庁が先頭に立ったノウフクJAS*⁷ 商品を始めとする農福連携で生産・製造された商品(ノウフク商品)の消費者向けキャンペーン等のPR活動を実施するとともに、これまでの取組を刷新し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に合わせた農福連携マルシェの開催を検討するなど、国民全体に訴えかける戦略的プロモーションを実施することにより、全国的な機運を醸成していく。

2 取組の促進(課題「踏み出しにくい」)

(1) 農福連携に取り組む機会の拡大

農福連携に取り組もうとする際に相談できる体制の整備等、農業経営体や障害者就 労施設等がより農福連携に取り組みやすくなるよう、次の取組を推進する。

- 農福連携に取り組もうとする場合にワンストップで相談できる都道府県等段階で の窓口体制を整備する。
- 農福連携に取り組む際の手順(農業経営体が障害者就労施設等に農作業を委託する場合の進め方等)を分かりやすく整理したスタートアップマニュアルを作成する。
- 農業経営体等が農福連携に取り組むことを検討しているときに試験的に障害者就 労施設等への農作業委託等を短期間行う「お試しノウフク」の仕組みを構築する。
- 地方公共団体内での農福連携担当部局と教育担当部局との連携の強化や特別支援 学校と農業経営体等との連携の推進により、特別支援学校における農業実習の充実 を図る。
- 農業分野における公的職業訓練を推進する。

(2) ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築

農業経営体のニーズと障害者就労施設等のニーズがうまく結び付くこと等が重要であることから、次の取組を推進する。

- 農作業を委託する農業経営体と受託する障害者就労施設等をつなぐなど、農業と福祉の双方の人材確保の観点から、両者のニーズをマッチングする仕組みを構築する。この場合、現場での情報収集や関係機関との情報共有による地域における両者のニーズの掘り起こしを行うとともに、両者の事情に精通した者による調整等が極めて重要であることから、コーディネーターの育成・普及を図る。
- ハローワーク、障害者就労施設等、特別支援学校、農業法人等において連携強化 を図り、農業分野での障害者の雇用増加を推進する。

^{*7} 平成31年3月に制定された規格で、障害者が携わっている農林水産物とその加工食品を認証

(3) 障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成

農福連携を推進するには、農作業での安全面での配慮や障害特性に応じた作業分担に加え、その特性を踏まえた助言や相談等を行う人材面でのサポート体制を整備するなど、障害者が働きやすい環境を整えていく必要があり、次の取組を推進する。

- 農業分野において障害者が安定的に通年雇用される機会増大のため、農業法人等 への障害者の就職・研修等を推進するとともに、農業法人等が障害者を新たに雇用 して行う実践的な研修を推進する。
- 障害者が働きやすい環境整備と労働生産性の向上のため、作業をサポートする機 械器具、省力化等を図るスマート農業の技術等の活用を促進する。
- 畜産分野における生産支援組織等における雇用とそれに必要な環境を整備する。
- 農業版ジョブコーチ*®の仕組みを全国共通の枠組みとして構築し、専門人材を育成することで、農業分野における障害者の作業環境の確保を促進する。
- 農林水産省の農林水産研修所において、地方公共団体、農業法人、福祉施設等に 向けた研修を行い、地域で農福連携を実践する農業版ジョブコーチ等の育成を推進 する。
- 農業大学校や農業高校等において農福連携を学ぶ取組を推進する。
- 農福連携に取り組む障害者就労施設等における工賃・賃金の向上の支援の強化も 含め、販売先の確保や経営指導等の支援体制を整備する。

(4) 農福連携に取り組む経営の発展

農福連携が持続的に実施され、地域に定着するようにしていくには、農福連携の取組を通じ、農業(6次産業化等を含む。)を行う経営が経済活動として発展していくことが重要であり、次の取組を推進する。

- 農福連携を行う農業経営体等の収益力の強化、生産性の向上等により経営発展を 目指す取組を推進する。
- 業務用一次加工作業等、作業分解(選別・皮むき・芽取り等一次処理等)しやす く、障害者が作業しやすい取組を促進するなど、農福連携の特色を活かした6次産 業化を進める。
- 障害者就労施設等が農業参入する場合に、適切な収支見通しに基づく事業を実施 し販路を確保する観点から、専門家等による経営指導・助言を受けられるようにす る。

^{*8} 農業版ジョブコーチとは、障害者の雇用の促進等に関する法律第20条第3号に規定する職場適応援助者を一般的に 表すジョブコーチとは異なり、農業分野に特化し、農業経営体における障害者の受入れ等を支援する専門人材のこと

- 農福連携に取り組む社会福祉法人やNPO法人が、認定農業者の認定対象になる ことや、トイレ等を農地に設置可能であること等を改めて周知する。
- 障害特性に応じた作業の切り出し等を通じた経営改善の実現等のため、農福連携 における農業生産工程管理(GAP)の実施を推進する。
- 障害者が商品設計から携わるインクルーシブデザイン** による商品展開そのもの が価値創造となる視点も重要であることから、この取組を促進する。

3 取組の輪の拡大(課題「広がっていかない」)

(1) 国民的運動を展開するための基盤の形成

農福連携を全国的に広く展開させて、各地域において農福連携が定着するようにしていくには、国・地方公共団体、関係団体等はもとより、経済界や消費者、更には学識経験者等の様々な関係者を巻き込んだ国民的運動として推進していくことが重要である。その際、農福連携の様々な側面を広く議論し、農福連携のあるべき姿を積極的に発信することが不可欠である。

このため、国民的運動として農福連携を進めるための機運を高める仕掛けとして、 各界の関係者が参加するコンソーシアムを設け、例えば、農業法人、障害者就労施設 等、多様なステークホルダーとのマッチングシステムの構築や「ノウフク・アワード」 選定による優良事例の表彰・横展開等を実施する。

(2) 関係団体等での横展開等の推進

地域によっては、JAが積極的に障害者の農業分野での雇用の場をつくり、多くの 障害者就労施設等が農作業を受託しているといった事例も見られる。

また、農福連携が持続的に実施されるには、経済活動として発展性のある取組にしていくことが必要であり、ノウフク商品がその価値を広く認知され、普及していくことが重要である。

国、都道府県等の行政機関においては、農福連携の推進の観点からも、障害者優先 調達推進法(平成24年法律第50号)に基づく取組等を引き続き推進する。

さらに、農福連携を全国的に広げていくには、農業団体、経済団体等の各界の協力が不可欠であり、次のような取組が期待される。

○ 農業団体において、傘下会員に対する農福連携の相談窓口や支援等に係る情報提供、農福連携に取り組む場合のマニュアルの作成・普及、団体主催のセミナーや広報媒体を活用した優良事例の横展開等を推進するとともに、雇用時に必要な採用手

^{*9} 高齢者、障害者、外国人等、従来、デザインプロセスから除外されてきた多様な人々を、デザインプロセスの上流から巻き込むデザイン手法で、健常者には気付かない発見によりヒット商品を生み出す洞察を得ることが可能

- 順・雇用方法・雇用管理等を整理するなど、農業者・農業団体等による障害者の雇用・就労機会の増大を図る。
- 経済団体において、SDGsに資する取組を進める観点からも、会員企業を中心に、障害者雇用に関する特例子会社による農業分野の活動や小売・流通関連企業によるノウフク商品の取扱い等の農福連携の事例を収集し、経済界における実際の取組状況を把握して、収集した事例を好事例として横展開していくほか、企業等によるノウフク商品のPR等の取組を促進するため、会員企業等に普及啓発を行う。
- 農福連携の取組が、点的な取組から地域全体に広がっていくよう、国・地方公共 団体・民間団体が連携した農福連携による産地育成につながるプロジェクトを推進 する。

Ⅲ 「農」「福」連携の広がりへの展開

少子高齢化が進む我が国において、地域に生きる一人ひとりが尊重され、就労や社会に 参画していく取組は、地域課題の解決等とともに、地域の活力を維持していく取組の一つ であり、それをいかにして広く進めていくかが求められている。

特に、近年、農福連携は、障害者のみならず、認知症のある高齢者への支援や生活困窮者などへの就労訓練に広がりを見せるなど、各地において多彩になってきている。また、多くの矯正施設において農作業等を実施しているほか、一部の保護観察所が社会復帰に向けた農業分野での取組を進めている。加えて、触法障害者を受け入れている社会福祉法人もあるなど、犯罪や非行をした者の立ち直り支援の方策のひとつとして農業が注目されている。さらには、林業や水産業にも取組が見られるなど、まさに「農」と「福」の双方において、従来の枠組みにとらわれない取組が展開され始めてきている。

このため、今後、Ⅱの取組に加え、農福連携における「農」と「福」のそれぞれの広がりを推進することにより、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、地域共生社会の実現を目指す。

1 「農」の広がりへの支援

農福連携の「農」の広がりは、様々な産業でも推進していく必要があり、今後、検討 していかなければならない。

林業や水産業については、傾斜地、高所、海上等の特殊な環境での作業もあることにも留意し、障害者等の安全面での配慮を図りつつ、障害特性等に応じた取組を推進する必要がある。また、林業分野では、木材加工やきのこ栽培において林業者や木材加工業者等と障害者就労施設等が連携して障害者の就労の場を確保している事例があることや、水産業分野では、養殖業や水産加工現場で障害者雇用に取り組んでいたりする事例が見られることも踏まえ、次の取組を推進する。

- 林業及び水産業において、国・地方公共団体、関係団体等から、林福連携(林業 と福祉とが連携した取組)や水福連携(水産業と福祉とが連携した取組)への参画 に向けた現場への働き掛け等を行う。
- 林業及び水産業において、より幅広い部門での障害者の活躍を推進するため、障害者就労施設等が求めるニーズに対する林業者・漁業者等による技術指導等の機会の創出やマッチングを推進するほか、障害者の安定的な雇用機会の拡大に向けた、事業体での障害者の研修等を促進するとともに、作業に従事する障害者の十分な安全確保が可能となるような技術指導等の充実を検討する。
- 林業及び水産業において、ノウフクJAS等の一定の基準を満たすきのこ類や水 産加工物等について、ノウフク商品として農産物と一体となった商品展開を行うな

ど農業分野と連携した取組を推進する。

- 林福連携や水福連携を行う経営体等の収益力の強化、生産性の向上等により経営 発展を目指す取組を推進する。
- 林業・水産業等の地域に根差した一次産業分野において障害者就労を展開していくことを見据え、障害特性等に応じた作業工程の分解や、関係者との連携体制の構築方法、安全面での配慮事項等、ポイントとなるべき事項や課題等を把握し、ノウハウとして蓄積するため、この分野での障害者就労のモデル的事業の創設等を検討する。

2 「福」の広がりへの支援

(1) 働きづらさや生きづらさを感じている者に対する取組

農業分野において、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の働きづらさや生きづらさを感じている者の就労・社会参画の機会の確保に向けた取組を展開していくに当たり、関係者の連携体制を整備するとともに、それぞれの者に応じたノウハウを蓄積していく必要がある。

このため、都道府県レベルにおいて、国・地方公共団体が一体となって取組を進めていく体制整備を図るとともに、高齢者や生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の働きづらさや生きづらさを感じている者に対し、農作業を通じた就労・社会参加支援を実践している事例等を収集、整理し、取組促進に向けた情報発信等を行う。

(2) 犯罪や非行をした者の立ち直りに向けた取組

「再犯防止推進計画」(平成 29 年 12 月閣議決定)において、一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保を図ることが掲げられている。

一方で、矯正施設や保護観察所において関係者との連携体制の構築等が十分ではないことに加え、農業・福祉双方においても、障害を抱える犯罪をした者等の特性を踏まえた対応のノウハウが十分ではないことから、刑事司法と農業・福祉の双方が抱える問題(ギャップ)を解消しながら進めていく必要がある。

このため、刑事司法関係機関と農業、福祉関係者との関係づくりや、矯正施設における対象者の的確な把握、就農に関する情報提供・動機付け、就農等に向けた作業・訓練等の環境整備を推進する。また、保護観察所と更生保護就労支援事業所が連携した「寄り添い型の支援」を実施する。そのほか、「社会を明るくする運動」や「矯正展」等を通じて、広報活動を積極的に展開する。